

越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 骨子

1 条例制定の背景

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)が制定され、令和6年4月1日から施行されます。

法は、困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、困難な問題を抱えた女性への支援に関する事項を定めるもので、自立促進を目的とした生活支援等を行うため、新たに「女性自立支援施設」(法第12条第1項)が規定されます。

そして、「女性自立支援施設」については、令和5年3月31日、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)を定められ、令和6年4月1日から施行されます。

これに伴い、本市においても、新たに越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)を制定するものです。

なお、売春防止法の「婦人保護施設」は、法の「女性自立支援施設」に相当する施設であるため、令和6年4月1日以降、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」として位置づけられることになり、廃止されます。

2 条例の趣旨

女性自立支援施設とは、配偶者からの暴力や家庭環境の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難を抱えている女性を保護し、医学的又は心理学的な援助や自立の促進のための生活支援、施設退所者についての相談、同伴児童への学習支援などを行う施設です。

この条例は、女性自立支援施設が適正に運営されるように、基準省令を踏まえ、本市における女性自立支援施設の「設備及び運営に関する基準」を定めるものです。

3 条例の骨子について

(1) 「設備及び運営に関する基準」について

「設備及び運営に関する基準」は、基準省令を踏まえ、条例で定めることとされており、社会福祉法第65条第2項により、次の3つに分類されます。

基準の類型	内容	省令における項目
「従うべき基準」 基準省令で定める基準に従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情の応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	○ 職員配置の基準 ○ 居室の床面積 ○ 施設の運営に関する事項であって利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
「標準」 基準省令で定める基準を標準として定めるもの	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	○ 居室の入所人員
「参酌すべき基準」 基準省令で定める基準を参酌して定めるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	○ その他の事項

(2) 「設備及び運営に関する基準」の内容について

① 「従うべき基準」について

「女性自立支援施設」に配置する職員及びその員数、居室の床面積等については、基準省令に従い、次のような基準を定めます。

項目	内容
職員配置の基準	○ 施設長1人、看護師又は心理療法担当職員1人以上など、施設に置くべき職員及び員数を定めるもの
居室の床面積	○ 入所者1人当たりの面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とするもの
施設の運営に関する事項であって利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	○ 入所者の安全確保を図るため、安全計画を策定するもの ○ 感染症や非常災害の発生時に、入所者への支援の継続や業務の早期再開を図るため、業務継続計画を策定するもの ○ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするもの 等

② 「標準」について

「女性自立支援施設」の居室の入所人員については、基準省令を標準として、次のような基準を定めます。

項目	内容
居室の入所人員	○ 女性自立支援施設の居室の入所人員については、1の居室の定員は、原則1人(ただし、女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、1の居室の定員を2人以上)とするもの

③「参酌すべき基準」について

その他の事項については、基準省令を参酌して、基本的には基準省令のとおり、基準を定めますが、それ以外に本市独自の規定として、次のような基準を定めます。

項目	内容
暴力団排除	○ 越谷市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求めるもの
非常災害対策	○ 非常用食料等の非常災害時に必要な物資の備蓄の努力義務を課すもの
市地域防災計画に基づく関係機関との連携	○ 風水害、地震等に備えるため、市地域防災計画に基づき関係機関との連携・協力について努力義務を課すもの
差別・虐待防止	○ 入所者の国籍や信条等によって差別的扱いをしないことや、虐待防止の措置を講じることを求めるもの
職員の知識・技能の向上	○ 職員が知識や技能の向上に努めることや、資質向上のための研修機会の確保を求めるもの

4 施行期日

令和6年4月1日